自主事業（時間貸駐車場の設置運用）作業仕様書

１ 目　的

本事業は、市営住宅駐車場空区画の有効活用を図る目的で行う「時間貸駐車場」であり、本作業仕様書においては、その事務手続きや設置運用に必要な取り決めを定め、事業の厳正かつ適正な運用の確保と地域サービスの向上を図ること目的とする。

２ 時間貸駐車場を実施する住宅と区画の決定について

市営住宅駐車場の時間貸駐車場を実施する住宅と活用する区画については、以下に示す駐車場の利用状況その他を勘案し、横浜市と指定管理者で協議の上、決定する。

(1)長期間にわたり空区画が恒常的に発生していること。

(2)空区画のうち、全区画の５％以上または全区画の５％が５区画に満たない場合は５区画以上を基準として保留する。ただし、当該駐車場の使用状況、規模等を勘案し余裕がある場合には、保留する区画を基準区画数未満とすることができる。

(3)原則として入居者利用部分との区分けが明確にできること。

(4)時間貸駐車場の設置について、自治組織からの賛同を得られること。

３ 時間貸駐車場部分の管理運営について

市営住宅駐車場を時間貸駐車場として活用する区画（以下、「時間貸区画」という）は市営住宅から切り離し、その管理運営については、時間貸駐車場を運営する事業者（以下、「事業者」という）が行う。

事業者の選定、その方法については、指定管理者の裁量によるものとする。また、指定管理者は事業者を選定するまでの経緯を記録、その写し及び付随する資料を横浜市に提出する。

指定管理者は、時間貸駐車場設置後の事業者の管理運営状況を把握すると共に、事業者から各住宅の運営状況が分かる資料（稼働率、入出記録等）を毎月提出させ、横浜市に提出する。

４ 行政財産の目的外使用について

指定管理者は、時間貸区画を設置運用するにあたって、市に対して行政財産目的外使用許可の申請を行うものとする。（様式１）

5 土地使用料の納付について

指定管理者は、行政財産目的外使用許可が下りた時間貸区画について、横浜市が指示する土地使用料を、横浜市が指定する期日までに納付する。また、指定管理者は時間貸区画において、電気自動車の充電設備やカーシェアリング等、時間貸駐車場以外の用途で公共に類する目的がある設備を設置する場合については、土地使用料に関する減免申請を行うことができる。(様式2)

6 修繕費の負担について

指定管理者は、時間貸駐車場の使用に伴い修繕の必要が生じた場合は、事業者の方でその修繕に要する費用を負担して修繕を行うよう指導する。

7 時間貸区画の利用条件等について

指定管理者と事業者との契約期間は、最長で指定管理期間の終了までとする。(行政財産の目的外使用許可期間が最長で 3 年であるため、それを越える場合は更新手続きが必要となる。) 契約期間内でも市営住宅で駐車場が不足する状況となった場合等、横浜市において必要を生じた場合は、返還することを条件とする。

8 その他

本仕様書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本仕様書に特別の定めのない事項については、横浜市と指定管理者で協議の上、決定する。

（様式１）

行政財産目的外使用許可申請書

令和　　年　　月　　日

横浜市長

（申請者）住所

フリガナ
氏名
（法人にあっては団体名及び代表者職氏名）
ＴＥＬ

次のとおり行政財産の使用許可を願いたく、関係書類を添えて申請します。

財産の名称 財産区分	□土地　□建物　□工作物　□＿＿＿＿＿
所　　在	横浜市　　区　　町　　丁目　　番
使用面積・数量	
使用目的・用途	
申請理由	
使用期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
使用料	指示のとおり
添付書類	
特　　記	私は、「横浜市行政財産の目的外使用許可の使用者の決定及び使用許可の取消しに関する要綱」第２条第１項第１号から第５号に規定する者のいずれでもないことを誓約します。

減　免　申　請　書

令和　　年　　月　　日

横 浜 市 長

（申請者）住所

フリガナ
氏名

（法人にあっては団体名及び代表者職氏名）

TEL

次のとおり使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

財産の名称 財産区分	□土地　□建物　□工作物　□＿＿＿＿＿
所在	横浜市　区　町　丁目　番
使用面積・数量	
使用目的・用途	
申請理由	

（提出先）